

立木公売公告等の一部訂正について

令和4年6月1日付けで公告した「6月期立木公売」の立木公売公告等について、別添のとおり一部訂正します。

令和4年6月7日

分任契約担当官
根釧西部森林管理署長 梶岡 雅人

記

1. 公売公告の別紙1「特約事項」5その他（6）及び（7）

【誤】 別紙【誤】の表のとおり

【正】 別紙【正】の表のとおり

2. 4号物件の位置図

【誤】 別紙【誤】の表のとおり

【正】 別紙【正】の表のとおり

特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」を事業地を所轄する森林官を経由のうえ署に提出し、その内容について署長の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請書」を提出し、署長の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (2) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
- (3) トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。
- (4) 搬出完了後に作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (5) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (6) 伐採搬出に使用した搬出路については、事業終了時に適切な水切りを施行するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障の無いよう回復すること。
- (7) 末木枝条については、地拵え、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理(支)署は

銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行うこと。
特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理（支）署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受者の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月上旬から5月下旬までの期間は運材を停止して下さい。



特約事項

1 事業計画書等の提出及び承認

- (1) 買受人は、事業着手の45日前までに現地を精査のうえで「立木販売事業着手届及び事業計画書」を事業地を所轄する森林官を経由のうえ署に提出し、その内容について署長の承認を受けること。また、当該物件を搬出するために搬出路及び土場等を作設する場合は着手届に併せて「搬出路等作設申請書」を提出し、署長の承認を受けてから作業に着手すること。
- (2) 事業着手後に、事業期間、搬出路作設等の内容が当初の届出から変更になる場合は作業を中止し、再度着手届等を提出し承認を受けてから作業を再開すること。

2 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 集材に伴い他の立木に損傷を与える恐れのある場合は、当該木にあて木等をして残存木の保全に努めること。
- (2) 土場の箇所、搬出路の選定の際には、森林官と十分打合せを行うとともに、極力既設の土場及び既設の搬出路を利用すること。また、初回間伐等で既設の搬出路がなく新設する場合や二回目以降の間伐等でやむを得ず搬出路を追加する場合等は次によること。
 - ア 搬出路を作設する場合はバックホウを使用すること。
 - イ 搬出路の縦断勾配は概ね10度(18%)以下とし、やむを得ない場合は短い区間に限り概ね14度(25%)程度までとする。
 - ウ 搬出路の幅員は3mとする。ただし、必要に応じて0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - エ 搬出路の切土高は、概ね1.5m程度とする。
 - オ 搬出路の伐開幅は、必要最小限とする。
- (3) トラクタ集材に当たっては、ウインチを利用する等、林内への林業機械の走行は極力抑制する。ただし、緩傾斜地でのハーベスタ等による林内作業は除くものとする。
- (4) 搬出完了後に作設した搬出路の完成図(1/5,000)を提出すること。
- (5) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (6) 伐採搬出に使用した搬出路については、事業終了時に適切な水切りを施行するなど、林地災害等の未然防止を図ること。また、使用した林道等については、運材の終了時に不陸均し・水切り等の措置を行い、通行に支障の無いよう回復すること。
- (7) 末木枝条については、地拵え、植付け作業に支障となる場所に放置しないこと。

3 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理(支)署は



銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を森林管理（支）署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行うこと。
特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理（支）署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受者の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月上旬から5月下旬までの期間は運材を停止して下さい。

※4号物件のみ適用

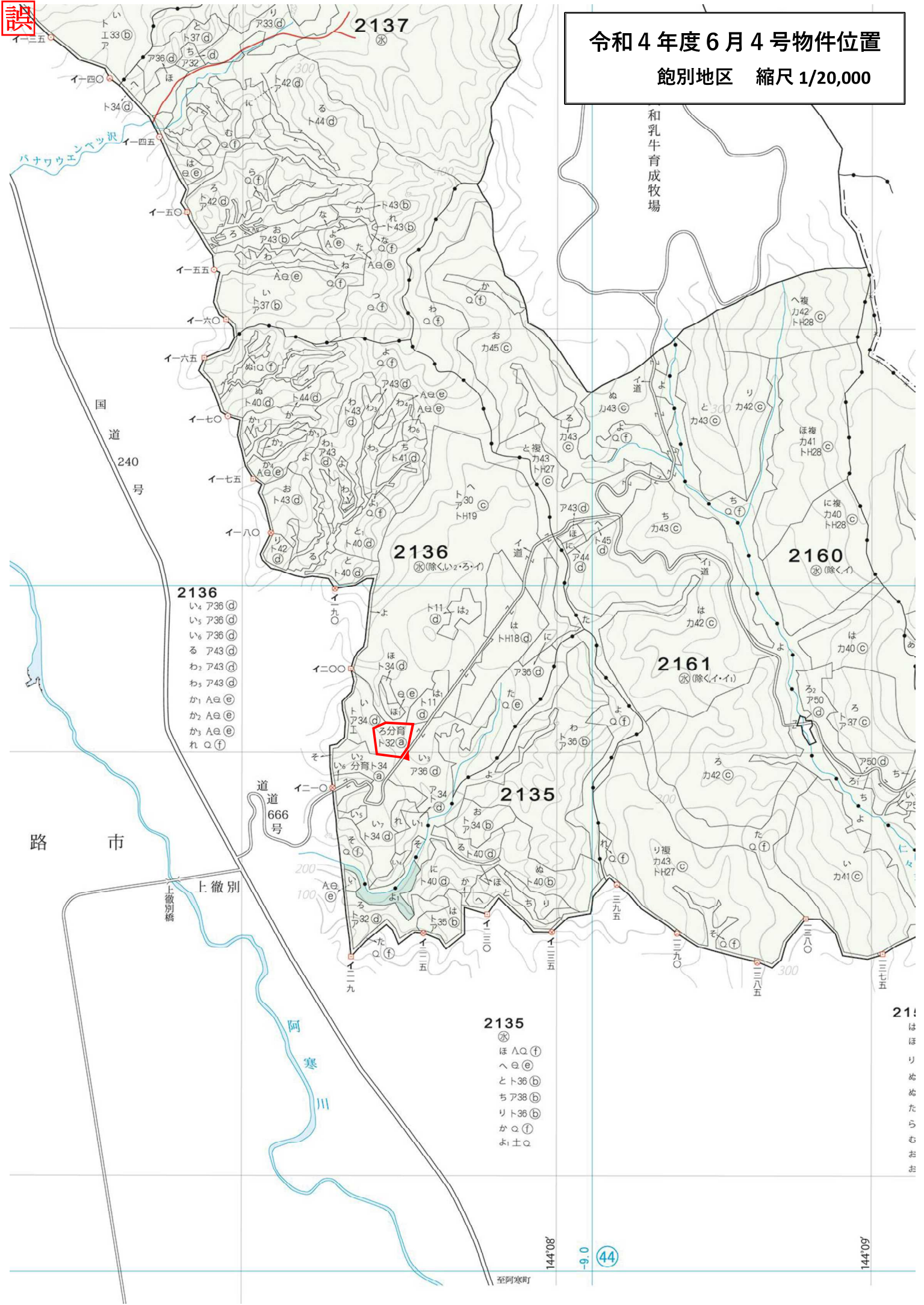
- (6) 国道274号（釧路方面側）より道道666号（徹別原野釧路線）へ分岐して約3.8km地点で現在通行止めであり施錠されているため、釧路建設管理部より鍵の借受手続きをすること。また、釧路建設管理部の指示に従い通行すること。

※5～7号物件のみ適用

- (6) 動植物保護のため2月～6月の期間中の作業はしないこと。場合によっては9月まで延長することもあります。
- (7) 当該物件は市道を通行することになるが、市道沿線には境界石標が埋設されているためそれを保護し損傷しないこと。



令和4年度6月4号物件位置
飽別地区 縮尺 1/20,000

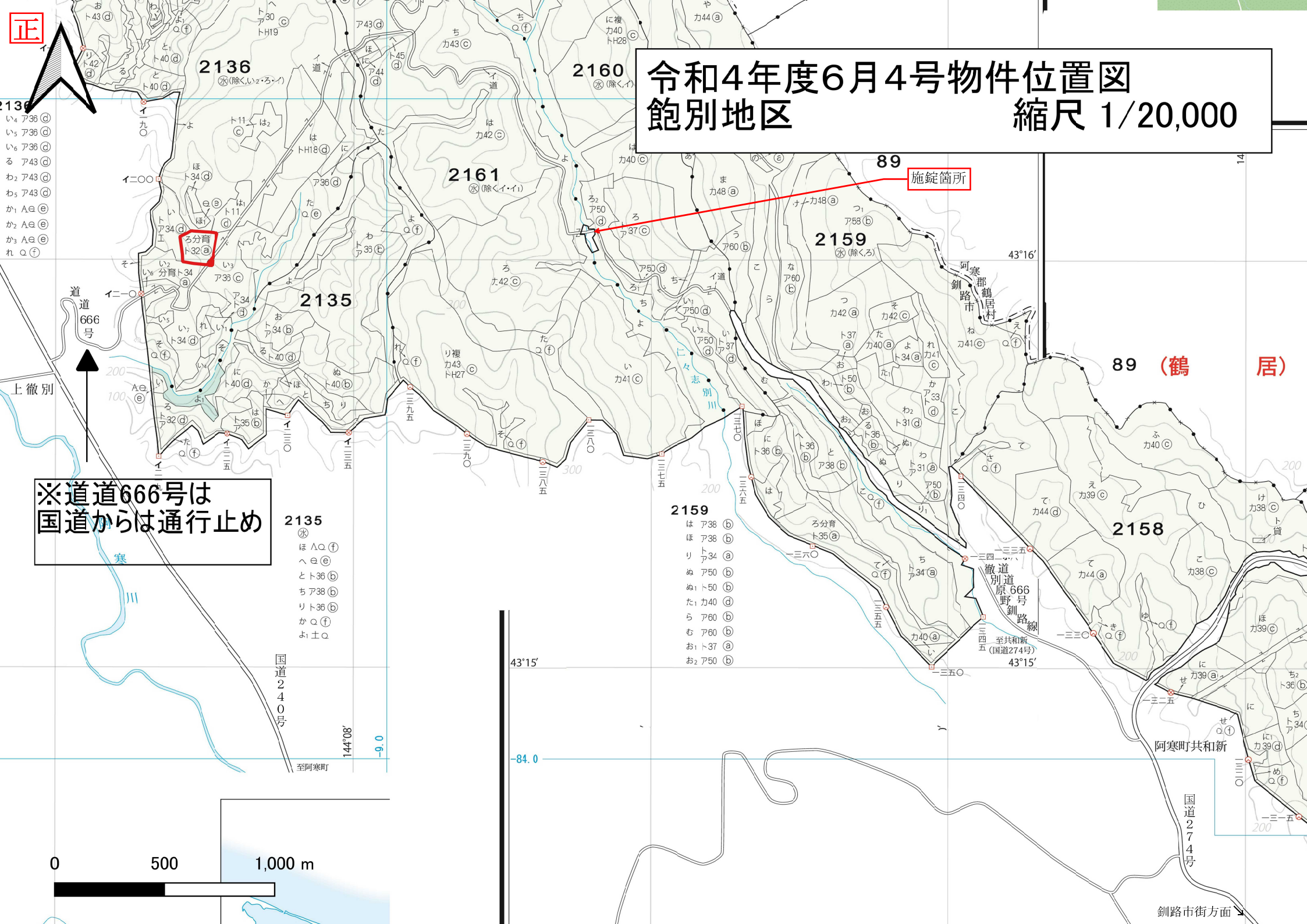


- 2136**
- い₄ ア36㉔
 - い₅ ア36㉔
 - い₆ ア36㉔
 - る ア43㉔
 - わ₂ ア43㉔
 - わ₅ ア43㉔
 - か₁ A㉔㉔
 - か₂ A㉔㉔
 - か₃ A㉔㉔
 - れ Q㉔

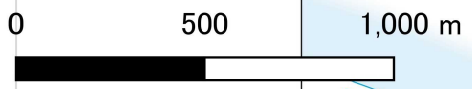
- 2135**
- ほ A㉔㉔
 - へ ㉔㉔
 - と ト36㉔
 - ち ア38㉔
 - リ ト36㉔
 - か Q㉔
 - ぶ 土㉔

21!
は
ほ
り
ぬ
ぬ
た
ら
む
お
お

令和4年度6月4号物件位置図 飽別地区 縮尺 1/20,000



※道道666号は
国道からは通行止め



鉧路市街方面